

(様式1)

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

申請日: 令和6年10月9日

①学校名:	関西医療大学	大学院(私立)	②所在地:	大阪府泉南郡熊取町若葉2-11-1				
③課程名:	保健医療学研究科 修士課程 保健医療学専攻 臨床鍼灸学コース							
④正規課程/ 履修証明プログラム:	正規課程(修士)	⑤定員:	保健医療学専攻18名 (令和5年度臨床鍼灸学コース修了者数2名)	⑥期間:	2年間			
⑦責任者:	保健医療学研究科 研究科長 鈴木俊明		⑧開設年月日:	平成23年4月1日				
⑨申請する課程 の目的・概要:	本大学院保健医療学研究科修士課程保健医療学専攻臨床鍼灸学コースは、臨床鍼灸学に関する体系化された高度な専門知識や技術を駆使し、保健医療学分野における高度専門職業人として活躍できる人材の養成を目指したプログラムである。本プログラムでは、高度専門職業人として大切な医療倫理等の知識を学修し、はり師、きゅう師等の臨床鍼灸学に関する高度な専門知識や技術を学ぶ。また、得られた高度な専門知識や技術を実際の保健医療施設(企業等)で実践し、実践した内容やその効果に関する企業等の意見を取り入れながら必要な情報を科学的に思考する。このような体系的なプログラムを修得することで、保健医療施設(企業等)の問題解決を図ることや新たな臨床鍼灸学を創造することが可能となる。							
⑩10テーマへの 該当	1 女性活躍	3 中小企業活性化	5 環境保全	7 医療介護	9 起業			
	2 地方創生	4 DX	6 就労支援	8 ビジネス等	10 防災危機管理			
⑪履修資格:	○アドミッション・ポリシー(入学者受け入れの方針) ・保健医療の専門領域においてキャリアアップを図り、リーダーシップを発揮したい人 ・より高度で専門的な知識と技術を修得して保健医療に従事する意欲をもつ人 ・保健医療分野における専門領域の第一線で活躍する研究者や教育者を目指したい人 ○出願資格 (1)学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者および2025年3月までに卒業見込みの者 (2)学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者および2025年3月までに学士の学位を授与される見込みの者 (3)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者および2025年3月までに修了見込みの者 (4)外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修することにより当該国の学校教育における16年の課程を修了した者および2025年3月までに修了見込みの者 (5)学校教育法施行規則第155条第1項第4号または第5号の規定により文部科学大臣が指定した者 (6)看護師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、はり師・きゅう師、柔道整復師等の医療・福祉系国家資格を取得した後、出願時に2年以上の就業経験がある者で、かつ個別の出願資格審査により大学卒業と同等以上の学力があると認められた者							
⑫対象とする職業の種類:	はり師・きゅう師等							
⑬身に付けること のできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) ・高度専門職業人を目指すために必要な高度な臨床鍼灸学の専門知識 ・高度専門職業人を目指すために必要な高度な臨床鍼灸学の専門技術 ・臨床鍼灸学の情報を広く、深く継続的に収集して、先進的で科学的な知識を取り入れることのできる情報処理力及び課題探求力							
	(得られる能力) ・臨床鍼灸学に関する体系化された高度な専門知識や技術を駆使し、高度専門職業人として活躍できる能力 ・臨床鍼灸学を科学的に思考し、問題解決する能力や新たな臨床鍼灸学を創造できる能力							
⑭教育課程:	保健医療学概論、医療倫理学概論、疫学・保健統計学概論の共通教育科目では高度専門職業人を目指すために必要な倫理に基づく行動力や情報処理能力を身につける基礎的な知識を修得する。また、生体情報学、内科系病態学Ⅰ・Ⅱ、外科系病態学、東洋医学、補完・代替医療学、教育学概論等の専門教育科目(基礎領域)により臨床鍼灸学に関する高度専門職業人を目指すために必要な知識を修得させる。同時に、専門教育科目(専門領域)である臨床鍼灸学特論講義、臨床鍼灸学特論演習、臨床鍼灸学実習において、高度専門職業人として将来活躍できる臨床能力を実験やグループ討論等を行うことで修得させる。特に臨床鍼灸学実習では、保健医療施設(企業等)において、指導教員及び保健医療施設(企業等)の指導者が協力して臨床実習を担当する。臨床実習の内容は、大学院生だけでなく保健医療施設(企業等)にも共有することにより、保健医療施設(企業等)の問題解決を図ることや新たな臨床鍼灸学を創造することが可能となる。							
⑮修了要件(修了 授業時数等):	2年以上の在学、32単位以上の取得、修士論文の審査及び最終試験への合格							
⑯修了時に付与される 学位・資格等:	修士(保健医療学)							
⑰総授業時数:	44	単位	⑱要件該当 授業時数:	44	単位	⑲要件該当授業時数 /総授業時数:	100	%

⑱該当要件	企業等 ○ 双方向 ○ 実務家 ○ 実地 ○
⑳成績評価の方法:	試験、レポート又はプレゼンテーション等により、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、D(59点以下)で評価し、C以上を合格として各科目の単位を認定する。
㉑自己点検・評価の方法:	学校教育法第109条第1項に定める評価に関して、本プログラムの成果の検証や評価を本学「自己点検・評価委員会」において行う。また、検証や評価の結果についてはホームページへ公表する。
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:	修了者に対し、症例報告会やOSCE(客観的臨床能力試験)を実施し、その結果をまとめて、大学院教授会に報告する。
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 研究科長、副研究科長、研究指導教員及び連携企業の有識者等で構成する外部評価部会(仮称)において、臨床実習の具体的な問題点や今後の方向性を検討することにより、教育課程の編成に企業等の意見を取り入れる。
	(自己点検・評価) 自己点検や今後の方向性を検討する外部評価部会(仮称)において、大学と連携企業の有識者等の両者で現状の問題点と今後の方向性を検討することで、自己点検・評価を行い、企業等の意見を反映させる。
㉔社会人が受講しやすい工夫:	平日(原則月曜日のみ)・土曜日・夜間開講、集中講義、オンライン授業、長期履修制度
㉕ホームページ:	https://www.kansai.ac.jp/course/a_graduate/

事務担当者名:	満富 博徳	担当部署:	教学部 教務課
事務担当者連絡先:	(電話番号) 072-453-8378 (担当係E-mail) kvoumu@kansai.ac.jp		

* パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。

* 様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。